

令和 7 年 第 10 回 農業委員会総会

日 時 令和 7 年 10 月 24 日 (金) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 山城 学	代理 玉城 正智	1 番 島袋 輝夫	2 番 金城 義幸
3 番 大本 秀子	4 番 長嶺 栄	5 番 百次 成仁	6 番 久保田 政子
7 番 久保田 隆之	8 番 大城 真由美	9 番 赤嶺 道彦	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 赤嶺 三枝子	2 番 大城 良計	3 番 玉城 千夏	4 番 伊敷 栄三
5 番 賀数 正	6 番 玉城 淳一	7 番 大城 篤	8 番 金城 宏達
9 番	10 番 仲吉 勝弘	11 番 安谷屋 健治	12 番 上原 洋子
13 番 志茂 政安	14 番 山城 満		

【欠席委員】

久保田 政子 大城 真由美

【職務のために出席した職員】

大城 孝良 国吉 孝

【議事録署名人】

9 番 農業委員 赤嶺 道彦 10 番 農業委員 山城 弘美

【議事日程】

日程第 1	議案第 40 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 41 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 42 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 4	議案第 43 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

令和7年 第10回 総会 議事録

事務局	これより令和7年第10回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 本日は農業委員2名が欠席となっております。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和7年第10回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は9番農業委員の赤嶺道彦さん、10番農業委員の山城弘美さんでお願いします。次回調査委員は、1番農業委員の島袋輝雄さん、2番農業委員の金城義幸さん、14番推進委員の山城満さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（10件） 日程第2 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（7件） 日程第3 議案第42号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（3件） 日程第4 議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について（8件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第40号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番は与座の2筆で贈与による所有権移転であります。2番は真栄平の1筆で売買による所有権移転であります。3番は大里の1筆で売買による所有権移転であります。4番は賀数の1筆で交換による所有権移転であります。5番は賀数の2筆で交換による所有権移転であります。3ページをお開き下さい。6番は喜屋武の1筆で贈与による所有権移転であります。7番は喜屋武の1筆で贈与による所有権移転であります。8番は米須の1筆で売買による所有権移転であります。9番は東里の1筆で交換による所有権移転であります。10番は北波平の1筆で売買による所有権移転であります。説明は以上です。

会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	9番について、交換とありますが、交換する畑は決まっていますか。
事務局	この案件については、平成2年に畑を交換するための契約書を交わしていたが、岩崎産業は農地所有適格法人に該当しないため、畑の取得ができなかった。そこから20年は経ったということで、もう片方の交換する畑については、時効取得で既に岩崎産業の所有になっております。
委員	わかりました。
会長	他に質問はありますか。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第40号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第40号は可とします。 次に議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは5ページをお開き下さい。1番は山城の1筆で第1種農地で、一般住宅への転用であります。2番は国吉の1筆で第1種農地で、一般住宅への転用であります。3番は照屋の1筆で第1種農地で、障がい者就労支援施設・駐車場への転用であります。4番は座波の1筆で第2種農地で、一般住宅への転用であります。6ページをお開き下さい。5番は座波の1筆で第2種農地で、一般住宅への転用であります。6番は阿波根の1筆で第1種農地で、一般住宅への転用であります。7番は阿波根の1筆で第1種農地で、一般住宅への転用であります。説明は以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。

委員	7 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。 9 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。 11 ページをお開きください。申請地は、第 1 種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、就労者支援施設及び駐車場への転用は問題ないものと判断しました。 13 ページをお開き下さい。申請地は、住宅、雑種地、原野等で囲まれた小集団の生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。 15 ページをお開き下さい。申請地は、住宅、雑種地、原野等で囲まれた小集団の生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました 17 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。 19 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 41 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 41 号は可とします。 次に議案第 42 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局説明願います。

事務局	それでは 21 ページをお開き下さい。3 件読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 42 号は同意とします。 次に議案第 43 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局説明願います。
事務局	それでは 27 ページをお開きください。7-43～7-50 まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、質問があればよろしく願います。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 43 号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 43 号は可とします。本日の案件は以上です。 以上で本日の総会を終了いたします。
議事録署名人 9 番 農業委員 市川 道子 10 番 農業委員 山城 弘美	

1. 明治 20 年 1 月 1 日現在、日本に在る朝鮮人の数	約 10 万人
2. 明治 20 年 1 月 1 日現在、日本に在る朝鮮人のうち、男子の数	約 5 万人
3. 明治 20 年 1 月 1 日現在、日本に在る朝鮮人のうち、女子の数	約 5 万人
4. 明治 20 年 1 月 1 日現在、日本に在る朝鮮人のうち、日本人と結婚した者の数	約 1 万人
5. 明治 20 年 1 月 1 日現在、日本に在る朝鮮人のうち、日本人と結婚した者のうち、男子の数	約 5,000 人
6. 明治 20 年 1 月 1 日現在、日本に在る朝鮮人のうち、日本人と結婚した者のうち、女子の数	約 5,000 人
7. 明治 20 年 1 月 1 日現在、日本に在る朝鮮人のうち、日本人と結婚した者のうち、日本人と結婚した者の数	約 1 万人
8. 明治 20 年 1 月 1 日現在、日本に在る朝鮮人のうち、日本人と結婚した者のうち、日本人と結婚した者の数	約 1 万人
9. 明治 20 年 1 月 1 日現在、日本に在る朝鮮人のうち、日本人と結婚した者のうち、日本人と結婚した者の数	約 1 万人
10. 明治 20 年 1 月 1 日現在、日本に在る朝鮮人のうち、日本人と結婚した者のうち、日本人と結婚した者の数	約 1 万人

大正 10 年 1 月 1 日現在、日本に在る朝鮮人の数
 大正 10 年 1 月 1 日現在、日本に在る朝鮮人のうち、男子の数
 大正 10 年 1 月 1 日現在、日本に在る朝鮮人のうち、女子の数